

子ども手当法案要綱

第一 目的

この法律は、子どもを養育している者に子ども手当を支給することにより、次代の社会を担う子どもの成長及び発達に資することを目的とすること。 (第一条関係)

第二 受給者の責務

子ども手当の支給を受けた者は、子ども手当が第一の目的を達成するために支給されるものである趣旨にかんがみ、これをその趣旨に従って用いなければならないこと。 (第二条関係)

第三 定義

この法律において「子ども」とは、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいうこと。 (第三条第一項関係)

第四 支給要件

- 1 子ども手当は、子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母等であって日本国内に住所を有するものに支給すること。 (第四条第一項関係)

2 子ども手当の支給に関し、所得制限は設けないこと。

第五 認定

子ども手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、子ども手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び当該受給資格に係る子どもについて、住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならないこと。（第五条第一項関係）

第六 子ども手当の額

子ども手当は、月を単位としてその受給資格に係る子どもごとに支給するものとし、その額は、一月につき二万六千円とすること。（第六条第一項関係）

第七 支給及び支払

1 市町村長は、第五の認定をした受給資格者に対し、子ども手当を支給すること。

2 子ども手当の支給は、受給資格者が第五による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、子ども手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わること。

3 子ども手当は、毎年二月、六月及び十月の三期に、それぞれの前月までの分を支払うこと。

(第七条第一項・第二項・第四項関係)

第八 子ども手当に要する費用の負担

- 1 子ども手当の支給に要する費用は、その全額を国庫が負担すること。
- 2 国庫は、毎年度、予算の範囲内で、子ども手当に関する事務の執行に要する費用を負担すること。

(第十五条関係)

第九 施行期日等

- 1 この法律は、平成二十一年四月一日から施行すること。ただし、6は、公布の日から施行すること。
(附則第一条関係)
- 2 児童手当法は、廃止すること。
(附則第二条関係)
- 3 児童手当法の廃止に伴う経過措置その他の所要の規定の整備を行うこと。
- 4 平成二十一年四月から平成二十二年三月までの月分の子ども手当の額については、第六にかかわらず、別に法律で定めること。
(附則第八条関係)
- 5 子ども手当の制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し

て検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるもの
とすること。 (附則第九条第一項関係)

- 6 子どもを養育する被用者のための子育て支援施策等子ども手当以外の次代の社会を担う子どもの成長
及び発達に資する施策の拡充については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が
講ぜられるものとする。 (附則第九条第二項関係)